

山口県報

平成28年
3月15日
(火曜日)

目 次

- 選管告示
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙の期日……………
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日……………
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式……………
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長等の住所及び氏名……………
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務の取扱い……………
- 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………
- 瀬戸内海海区選挙長告示
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………



山口県選挙管理委員会告示第三十三号

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員に欠員が生じたことによる補欠選挙を次の期日に執行する。

平成二十八年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

選挙期日 平成二十八年三月二十四日
付 記 選挙すべき委員の数 一人

山口県選挙管理委員会告示第三十四号

平成二十八年三月二十四日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

平成二十八年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	蓋井	平成二十八年三月二十三日
防府市	野島	
岩国市	柱島	
柳井市	平郡第一	
	平郡第二	
熊毛郡上関町	祝島	

山口県選挙管理委員会告示第三十五号

平成二十八年三月二十四日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

平成二十八年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

平成二十八年三月二十四日執行

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙投票

○ 注 意

山口県選挙管理委員会之印

- 一 候補者の氏名(法人の場合は名称)は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名(法人の場合は名称)は、書かないこと。

候補者(名)	氏名(氏名)
--------	--------

備考 用紙は、水色とし、黒色のインクで印刷する。

山口県選挙管理委員会告示第三十六号

平成二十八年三月二十四日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務代理人として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成二十八年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

選挙所	選挙長	職務代理人
住 所	氏 名	住 所
山口市江崎二二四一	渡邊 久夫	岩国市通津三三五五
		住 所
		氏 名
		吉兼 光雄

山口県選挙管理委員会告示第三十七号

平成二十八年三月二十四日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

平成二十八年三月十五日印刷

発行所

山口県知事

平成二十八年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

山口県選挙管理委員会告示第三十八号

平成二十八年三月二十四日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十八年三月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十八年三月二十五日 午後二時

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長告示第一号

平成二十八年三月二十四日執行の山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超えることとなった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成二十八年三月十五日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員補欠選挙選挙長 渡邊久夫

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 平成二十八年三月二十二日 午後一時